

## 「伊那市自転車活用推進計画（案）」に対するパブリックコメントの募集結果について

伊那市では、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づき、自転車活用推進のための計画を策定するため、「伊那市自転車活用推進計画（案）」に対するパブリックコメントを募集したところ、貴重なご意見をいただき厚く御礼申し上げます。  
お寄せいただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

### 【意見募集要項】

#### 1 募集期間

令和2年2月10日（月曜日）から2月25日（火曜日）まで

#### 2 対象者

伊那市に住所を有する者  
伊那市内に通勤・通学している者  
伊那市内において自転車に関する活動を行う者

#### 3 計画案の閲覧方法及び意見用紙の設置場所

【窓口】伊那市役所2階の観光課

【ホームページ】市のホームページより計画案及び意見書をダウンロードしてください。

#### 4 意見の提出方法及び提出先

意見書に必要事項を記入しご提出ください。

電子メール：knk@inacity.jp

ファックス：0265-78-4131

郵送又は持参：〒396-8617 伊那市下新田3050 番地 伊那市役所商工観光部観光課

#### 5 意見の取り扱い

提出をいただいた意見は伊那市自転車活用推進計画策定の参考とさせていただきます。  
ご意見の内容は市の考えを付して伊那市公式ホームページで公表させていただく予定です。  
個別には回答しませんので、あらかじめご了承ください。

#### 6 意見件数

1件

#### 7 提出されたご意見の要旨及び伊那市の考え方

| ご意見の概要   | 伊那市の考え方  |
|--|--|
| • 自転車による観光振興のためには、各拠点をつなぐ交通機関が必要。                          | • 各拠点をつなぐ手段として自転車利用を推進します。   |
| • 道の駅のような施設内に自転車活用拠点を設置し、電動自転車などをレンタルする。スマートフォン決済も可能とする。   | • 「第3章-目標1-施策1-(1)官民連携による自転車観光利用の推進(P11)」<br>「第4章-1-(3)官と民の協力による環境整備(4)民間主導によるプラットフォームの立ち上げ(P20)」に反映させていただきます。 |
| • 交通の拠点と観光アクティビティ拠点を自転車乗り込み可のバスで結ぶ。JR飯田線電車への自転車乗り込みも考えていく。 | • 「第4章-3-(2)自転車の運搬・保管に関する研究(P21)」にて研究していきます。   |